

登録  
無料

# にいがたヘルスパートナー に登録しませんか？



新潟市食育・花育推進キャラクター  
まいかちゃん

- ◎ 「にいがたヘルスパートナー」とは、新潟市と連携して市民の健康づくりを推進することを目的に、
- ・健康意識の醸成に向けた啓発
  - ・「健康経営」※の推進
  - ・健康関連産業の活性化に向けたネットワーク です。

**健康経営**に取り組まれている事業所に、  
登録をお願いしております。

※「健康経営」とは、事業所等が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる経営手法です。  
「健康経営®」は特定非営利活動法人 健康経営研究会の登録商標です。

## 4つの部門

部門	役割	想定参画企業・団体
<b>健康経営</b>	健康経営の実践	広く企業や団体
事業実施	健康関連のサービスの企画・提供	保険会社、食品会社、スーパー、コンビニ、飲食店、スポーツクラブ、病院、健診機関 など
健康支援	健康経営・事業実施部門の活動を支援	医師会、歯科医師会、薬剤師会、経済団体、保険者、各種学校、官公庁 など
情報発信	情報発信	マスメディア、広告代理店、印刷会社 など

◎ 「**健康経営部門**」の登録は、**必須**となります。

◎ 「事業実施部門」「健康支援部門」「情報発信部門」は、事業所の業種等に応じて登録してください。

## 取組例

- 事業実施部門などの顧客へ、共通PRパンフレットを配布
- 市主催の「ウォーキングチャレンジ」に参加する等、従業員の健康づくりへの取組
- 減塩食品の開発・販売促進、ヘルシーメニューの提供やSNS・HPでの発信
- ヘルスパートナー登録事業所の従業員向けに、スポーツクラブ利用割引を実施 など

登録方法やメリットは裏面をご覧ください➡

## 登録対象の事業所 (全て満たすことが条件です)

- 市内事業所  
(市内に本社・本店、支社・支店、営業所等を有する事業所及び各種団体※であること  
※NPO法人、公益法人等を含む)
- 市税を滞納していないこと
- 民事再生法及び会社更生法に基づく再生又は再生手続開始の申立てがなされていないこと
- 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有していないこと
- 代表者のほかに従業員が1名以上いること
- ヘルスパートナーとしての取組が自らの利益誘導のみを目的としていないこと

## 登録のメリット

- 新潟市ホームページを通じて、登録事業所を紹介します。
- 月1回、健康経営や健康づくりに関する**情報の提供**を受けられます。  
～配信例～
  - セミナー等の開催案内 (先進的な取組事例の紹介など)
  - 新潟市健康経営認定 (クラスアップ含む) に向けた支援事業案内
  - 他企業のサービスの紹介
- 自社の広告に「にいがたヘルスパートナー」であることが掲載できます。
- ヘルスパートナー同士の**交流の場を提供**します。

## 登録・お問い合わせ先

新潟市保健所健康増進課へ「郵送」「持参」「メール」により提出してください。

<提出書類> (いずれも新潟市ホームページからダウンロードしてください)

- ① 登録申請書
- ② 登録資格確認事項

<受付期間> 随時

<提出先・お問い合わせ先>

〒950-0914  
新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号  
新潟市総合保健医療センター  
新潟市保健衛生部 保健所健康増進課  
電話:025-212-8154  
E-mail:kenkozoshin@city.niigata.lg.jp

健康経営認定の応募も  
ご検討ください！



詳しくは新潟市ホームページをご覧ください →

にいがたヘルスパートナー

検索